

令和3年度 第1回 立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会 会議概要

会議名称	第1回 立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会
開催日時	令和3年5月20日（木）
開催場所	（書面開催）
次 第	<p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委員の変更について&lt;資料1&gt;</li> <li>2. 令和2年度特定相談の対応状況報告について&lt;資料2&gt;</li> <li>3. 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について&lt;資料3&gt;</li> <li>4. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正について&lt;資料4・5&gt;</li> <li>5. 市条例の見直しの検討について&lt;資料6&gt;</li> <li>6. 今後のスケジュールについて&lt;資料7&gt;</li> </ol> <p>閉会</p>
出席者	<p>[委 員] 吉川会長、長谷川副会長、星野委員、西村委員、岡崎委員、滝委員、曾根委員、玉川委員、野々委員、小澤（真）委員、奥山委員、原子委員、太田委員、桑田委員、香取委員、高津委員、小澤（浩）委員、高橋委員、佐藤委員（敬称略、順不同）</p> <p>[事務局] 茅沼障害福祉課長、杉浦障害福祉推進係長、関屋主事</p>
欠席委員	横田委員
会議資料	<p>&lt;資料1&gt; 立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会委員名簿</p> <p>&lt;資料2&gt; 令和2年度条例に基づく特定相談の実績</p> <p>&lt;資料3&gt; 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について</p> <p>&lt;資料4&gt; 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要（第54回障害者政策委員会資料）</p> <p>&lt;資料5&gt; 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【改正案】</p> <p>&lt;資料6&gt; 市条例の見直しの検討について</p> <p>&lt;資料7&gt; 協議会の令和3年度開催スケジュール</p>

【書面開催について】

障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会の開催及び議決について、今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況の中、委員の招集が困難と考えられる場合を想定し、令和2年度第2回協議会（R2.9.28開催）において、条例施行規則第13条「この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。」に基づき、「やむを得ない場合、書面開催によって議決を行う」ことが協議会に諮られ、承認された。

これを踏まえ、令和3年度第1回協議会は、会長副会長との協議により緊急事態宣言発令中の「会議の開催が困難なやむを得ない場合」に該当するものとして、書面開催により実施した。

## 開会

### 1. 委員の変更について<資料1>

#### [事務局説明]

令和3年度まちづくり協議会について、全体的な委員構成としては昨年度から継続となるが、一部について所属組織の人事異動等により変更があったため報告する（資料送付後に連絡のあったものを含む）。

- ・立川公共職業安定所 雇用開発部長 窪田智子 様 → 星野亜弓 様
- ・立川市視覚障害者福祉協会 滝富加 様（会長 → 副会長）
- ・障害のある人もない人も暮らしやすい立川を考える会  
→障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会（訂正）

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 報告のみ、異議なし

### 2. 令和2年度特定相談の対応状況報告について<資料2>

#### [事務局説明]

令和2年度の特定相談の受付、対応実績について。令和2年度は「不利益な取り扱い2件」「合理的配慮の不提供3件」「その他の相談1件」について相談を受け付けている。（内容については6件すべて、前回以前の協議会で報告済）。

そのうち不利益な取り扱い・合理的配慮の不提供の計5件が特定相談の対象として認定されている。

[質疑・意見等]

- ・不利益な取り扱い2件について。相手方は、国や都の法律・条例だけでなく、市の条例があることで身近な問題・課題と感じていたか。  
→2件とも、市担当からの事実確認（電話・訪問）を快く受けてくださった。「配慮が必要な障害のある人への対応は以前から内部周知している」「条例等の動きを受けて今後一層地域と足並みを揃えていく必要を感じている」「改めて対応に不十分・不適切な部分があった認識を持ち、内部研修に努める」といった話を伺っている。条例に関する資料も改めてお渡ししており、担当としては前向きに取り組んでもらえる様子を感じている。

[決定事項] 報告・意見交換のみ、異議なし

### 3. 条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について<資料3>

#### [事務局説明]

「条例ガイドブック」例年通り、令和3年5月に小学校4年生と教職員を対象として、全市立小学校への配布を予定している。 ※R3.6.1時点で1,933部 配布済

「交流コラボアート」令和3年度中に2回実施の予定で予算確保しているが、コロナ禍の状況も踏まえ、実施については未定。

「市民啓発事業」“障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会”への委託事業。コロナ禍の影響を考慮し、人を集めず実施できる啓発として動画作成・配信による実施を調整している。

「ヘルプマーク・ヘルプカード配布」市内4か所で配布。令和2年度実績で、ヘルプマークは501個、ヘルプカードは330個を配布した。引き続き配布を継続する。

「いきいきたちかわ出前講座」令和2年度に2回実施し、延べ46人が参加した。今年度もコロナ感染防止対策を取りながら可能な範囲で実施したい。

[質疑・意見等]

- ・小学生向け条例ガイドブック、とても良いものになっている。多くの市民を対象に周知するとともに、販売等検討することはできないか。

→ガイドブック自体は小学生を対象に、障害に対する早期の理解教育を進めてもらう教材として作成したものであることから、現行の内容をそのまま一般向けに公開してよいかは検討が必要である。後の議題に「条例見直しの検討」もあり、それを踏まえて考えるのがよいのではないか。なお、実際に一般公開したり、販売したりする際には、ガイドブック中で氏名や顔写真が掲載される障害者等の許諾を得たり、庁内で販売のための調整を行ったりといった手続きが必要となる。

- ・「市民等啓発事業」は委託事業となったが、“考える会”はまちづくり協議会の一部または下部に位置付けられるような形になるのか。事業計画を立てたり、事業実施・評価したりする際には、まちづくり協議会に意見を聞いたり、一緒に進めたりする形になるのか。

→委託契約は啓発事業実施のための市と“考える会”との関係、まちづくり協議会は障害を理由とする差別解消のための情報交換や取組を行う市長の附属機関、という位置づけになっており、“考える会”とまちづくり協議会との間に直接の上下関係等はない。ただし、差別解消のための情報交換の一環として、“考える会”から市へ提出する事業計画・報告等の内容について、まちづくり協議会で共有し、意見交換を行うことは差し支えないと考える。

[決定事項] 報告内容と今後の取り組みについて、承認

#### 4. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正について<資料4・5>

[事務局説明]

令和3年3月22日に開催された第54回障害者政策委員会の資料から抜粋を配布する。

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 情報共有のみ、異議なし

#### 5. 市条例の見直しの検討について<資料6>

[事務局説明]

令和3年4月22日に実施した条例改正検討作業部会の状況について報告。

今後のスケジュールとして、第2回(7月)、第3回(9月)部会の内容を第2回まちづくり協議会(10月)に報告、第4回(11月)、第5回(1月)部会の内容を第3回まちづくり協議会(2月)に報告する予定。また、条例改正を行う場合は令和5年4月1日施行に向けて令和4年第4回市議会定例会に条例議案を提出することになる見込み。

また、条例見直し検討にあたって検討項目として挙げた項目は次の通り。質問や他の項目の意見などあれば頂戴したい。

- (1) 合理的配慮の提供の義務化(立川市の条例への反映方法)
- (2) 「差別」の定義
- (3) 手話の言語化を明示するか否か
- (4) 禁止される「差別」の対象として家族を明示するか否か
- (5) あっせんの申立てができない場合(他の法令により解決可能な場合)の規定の整備
- (6) 事業者からの差別に関する相談についての規定の整備
- (7) 上記の見直しに伴う逐条解説の見直し

[質疑・意見等] 特になし

[決定事項] 作業部会のスケジュール、検討項目について、承認

## 6. 今後のスケジュールについて<資料7>

- ・現時点では通常通り、年度中3回の開催を予定している。

(第1回) 令和3年5月20日(木)

(第2回) 令和3年10月4日(月)

(第3回) 令和4年3月(調整中) ※いずれも13時30分～15時30分

- ・第3回について、昨年度協議会では2月7日(月)を候補日としていたが、別日に変更となる見込み。後日、再調整の相談をさせていただく予定。

閉会